

## 改正消費税への対応 ～税率アップと26年度改正&簡易課税制度

消費税の税率は平成26年4月から8%に引き上げになりました。また、平成26年度改正では、簡易課税制度について新たに第6種事業の定義が新設され、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用することとされています。

本研修では、本年1月に国税庁から公表された「適用税率に関するQ&A」を題材に、新税率の適用となる平成26年4月以降の取引について、税率の経過措置に関する留意点などを再確認します。また、簡易課税制度に関する届出書実務の留意点や業種区分の基本的な考え方を、改正点も交えて確認することとします

※上記の研修テーマに関する質問がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

### 講師紹介 税理士 熊王 征秀 氏

山梨県出身。学校法人大原学園に在職中、酒税法、消費税法の講座を創設、その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。

現在、東京税理士会 会員相談室委員、調査研究部委員、東京地方税理士会 税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授

〈著書〉

消費税トラブルの傾向と対策(ぎょうせい)、クマオアの消費税トラブルバスター(ぎょうせい)、消費税の納税義務者と仕入税額控除(税務経理協会)、タダではすまない 消費税ミス事例集(大蔵財務協会)、再確認！自分でチェックしておきたい消費税の実務(大蔵財務協会)、8%対応改正消費税のポイントとその実務(税務研究会)、すぐに役立つ消費税の実務Q&A(税務研究会) 消費税の「還付請求手続」と「簡易課税の業種区分」完全ガイド(税務研究会)、消費税の申告実務(中央経済社)他

### ＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成26年11月17日(月) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室
3. 定員・受講料 150名(先着順)・1名 7,000円(昼食付き)
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
  - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
  - ・キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)  
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。